

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-143200

(P2009-143200A)

(43) 公開日 平成21年7月2日(2009.7.2)

| | | |
|--------------------------------|---------------|-------------|
| (51) Int. Cl. | F 1 | テーマコード (参考) |
| B 4 2 D 11/00 (2006.01) | B 4 2 D 11/00 | E |
| B 4 2 D 15/04 (2006.01) | B 4 2 D 15/04 | D |

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 8 頁)

| | | | |
|-----------|------------------------------|----------|--------------------|
| (21) 出願番号 | 特願2007-325652 (P2007-325652) | (71) 出願人 | 000002897 |
| (22) 出願日 | 平成19年12月18日 (2007.12.18) | | 大日本印刷株式会社 |
| | | | 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 |
| | | (74) 代理人 | 100111659 |
| | | | 弁理士 金山 聡 |
| | | (74) 代理人 | 100135954 |
| | | | 弁理士 深町 圭子 |
| | | (74) 代理人 | 100119057 |
| | | | 弁理士 伊藤 英生 |
| | | (74) 代理人 | 100122529 |
| | | | 弁理士 藤枿 裕実 |
| | | (74) 代理人 | 100131369 |
| | | | 弁理士 後藤 直樹 |
| | | (72) 発明者 | 日永田 俊和 |
| | | | 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 |
| | | | 大日本印刷株式会社内 |

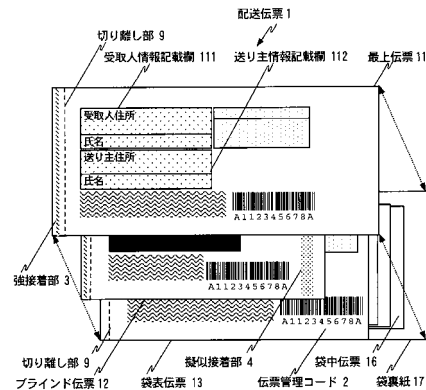
(54) 【発明の名称】 配送伝票

(57) 【要約】

【課題】 配送伝票が配送物に貼付された状態で、配送伝票に記載された配送情報を自由に読み取ることができないようにした配送伝票を提供する。

【解決手段】 三方が閉じられた長方形の袋の内側に複数の伝票が一端を綴じられた状態で内包され、それぞれの伝票は袋の閉じていない一辺から伝票の一部を切り離し可能に表出した配送伝票であって、袋の表面には部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤によってブラインド伝票が貼り合わされ、ブラインド伝票の上部には、さらに、袋と略同一形状の最上伝票が一端を綴じられた状態で貼付され、最上伝票及びブラインド伝票の表出面以外の伝票の表面は、最上伝票に記載された配送情報が複写される複写構造になっている配送伝票を提供する。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

三方が閉じられた長方形の袋の内側に複数の伝票が一端を綴じられた状態で内包され、それぞれの伝票が袋の閉じていない一辺から伝票の一部を切り離し可能に表出した配送伝票であって、

袋の表面には部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤によってブラインド伝票が貼り合わされ、

ブラインド伝票の上部には、さらに、袋と略同一形状の最上伝票が一端を綴じられた状態で貼付され、

最上伝票及びブラインド伝票の表出面以外の伝票の表面は、最上伝票に記載された配送情報が複写される複写構造になっていることを特徴とする配送伝票。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載の配送伝票において、

複写構造は、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたプリントカーボンが一部転写されることにより複写されることを特徴とする配送伝票。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の配送伝票において、

複写構造は、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたカプセル内の発色剤と複写される伝票の表面に形成された顕色剤により複写されることを特徴とする配送伝票。

20

【請求項 4】

請求項 1 に記載の配送伝票において、

複写構造は、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたプリントカーボンが一部転写されることによる複写、および、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたカプセル内の発色剤と複写される伝票の表面に形成された顕色剤による複写の組み合わせにより複写されることを特徴とする配送伝票。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 何れかに記載の配送伝票において、

ブラインド伝票には、最上伝票に表示された伝票管理コードと同一の管理コードが表示されたことを特徴とする配送伝票。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、配送伝票に関し、詳しくは、配送伝票が配送物に貼付された状態で、配送伝票に記載された配送情報を自由に読み取ることができないようにした配送伝票に関する。

【背景技術】

【0002】

配送物に貼付されて使用される複写伝票（以下、配送伝票という）の多くは、送り主（依頼主ともいう）控，売上票，袋表紙の貼付票，袋の中に収納された受取人（届け先ともいう）控，配達票，貼付台紙（袋裏紙）で構成されている。

40

送り主控と売上票の間に、取り扱い店控が綴じ合わされる場合もある。

また、配送伝票の袋を形成している袋裏紙の外側の面には、全面、または、一部に粘着剤が塗布されていて、粘着剤面を保護するために剥離紙が貼り合わされている。

配送物が届け先に届けられると、配送伝票の袋内に収納された配達票が抜き取られて、配送者控えとして回収される。

そこで、複数枚の配送票が綴じ合わされ、複写記入可能に構成された配送伝票において、貼付票と配達票等の配送票が、配送途中で配送物の表面で一体性を保つとともに、必要時には配達票等の配送票を貼付票から剥離して使用可能とし、取り扱いを容易にする配送伝票が提供されている（例えば、特許文献 1 参照）。

特許文献 1 に記載された配送伝票は、配送物に貼付された配送伝票が配送途中でばらば

50

らにならないように配送伝票を剥離可能な接着剤で端部を固定したものである。

【0003】

前述の配送伝票を含め多くの配送伝票は、配送物が配送者に回収されるまでは配送伝票に記載された配送情報が第三者に自由に覗き見される構造になっている。

【0004】

【特許文献1】特開平7-214945号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

そこで本発明は、配送伝票が配送物に貼付された状態で、配送伝票に記載された配送情報を自由に読み取ることができないようにした配送伝票を提供することを目的とするものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

前記課題の目的を達成するために、本発明の配送伝票の第一の態様は、三方が閉じられた長方形の袋の内側に複数の伝票が一端を綴じられた状態で内包され、それぞれの伝票は袋の閉じていない一辺から伝票の一部を切り離し可能に表出した配送伝票であって、袋の表面には部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤によってブラインド伝票が貼り合わされ、ブラインド伝票の上部には、さらに、袋と略同一形状の最上伝票が一端を綴じられた状態で貼付され、最上伝票及びブラインド伝票の表出面以外の伝票の表面は、最上伝票に記載された配送情報が複写される複写構造になっていることを特徴とするものである。

20

【0007】

また、第二の態様は、第一の態様において、複写構造は、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたプリントカーボンが一部転写されることにより複写されることを特徴とするものである。

【0008】

また、第三の態様は、第一の態様において、複写構造は、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたカプセル内の発色剤と複写される伝票の表面に形成された顕色剤により複写されることを特徴とするものである。

30

【0009】

また、第四の態様は、第一の態様において、複写構造は、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたプリントカーボンが一部転写されることによる複写、および、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたカプセル内の発色剤と複写される伝票の表面に形成された顕色剤による複写の組み合わせにより複写されることを特徴とするものである。

【0010】

また、第五の態様は、第一～第四何れかの態様において、ブラインド伝票には、最上伝票に表示された伝票管理コードと同一の管理コードが表示されたことを特徴とするものである。

【発明の効果】

40

【0011】

本発明の配送伝票によって、次のような効果が期待できる。

1) 第一～第四の態様のように、三方が閉じられた長方形の袋の内側に複数の伝票が一端を綴じられた状態で内包され、それぞれの伝票は袋の閉じていない一辺から伝票の一部を切り離し可能に表出した配送伝票であって、袋の表面には部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤によってブラインド伝票が貼り合わされ、ブラインド伝票の上部には、さらに、袋と略同一形状の最上伝票が一端を綴じられた状態で貼付され、最上伝票及びブラインド伝票の表出面以外の伝票の表面は、最上伝票に記載された配送情報が複写される複写構造(複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたプリントカーボンが一部転写されることにより複写される構造、複写される伝票の上部伝票の裏面に形成されたカプセ

50

ル内の発色剤と複写される伝票の表面に形成された顕色剤により複写される構造、または、前記二つの構造の組み合わせ構造)になっていることによって、配送伝票が配送物に貼付された状態で、配送伝票に記載された配送情報を第三者が自由に読み取ることができない。

また、ブラインド伝票は袋の表面に部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤によって貼り合わされているために、袋表紙の貼付票を破損することなく剥ぎ取ることができる。

また、ブラインド伝票は袋の表面に部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤によって貼り合わされているために、剥がした後は再貼付することができず、覗き見された場合はその事が明確に判別でき、対策が講じ易くなる。

2) また、第五の態様のように、第一～第四何れかの態様において、ブラインド伝票には、最上伝票に表示された伝票管理コードと同一の管理コードが表示されたことによって、ブラインド伝票を取扱い店控などとして利用することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

以下、図面を参照して本発明の配送伝票について詳細に説明する。

図1は、本発明の配送伝票について説明するための図、図2は、配送伝票の断面について説明するための図、図3は、従来の配送伝票の一例について説明するための図、図4は、本発明の配送伝票を配送物に貼付した状態の一例について説明するための図、図5は、従来の配送伝票を配送物に貼付した状態の一例について説明するための図、である。

【0013】

図1を参照して、本発明の配送伝票について説明する。

本発明の配送伝票1は、三方が閉じられた長方形の袋の内側に複数の伝票が一端を綴じられた状態で内包され、それぞれの伝票は袋の閉じていない一辺から伝票の一部を切り離し可能に表出し、袋の表面には部分的に形成された剥離可能再貼付不能な接着剤(以下、擬似接着剤ともいう)4によってブラインド伝票12が貼り合わされ、ブラインド伝票12の上部には、さらに、袋と略同一形状の最上伝票11が一端を綴じられた状態で貼付されている。

最上伝票及びブラインド伝票の表出面以外の伝票の表面は、後述するように最上伝票に記載された配送情報が複写される複写構造になっている

【0014】

図示しないが接着剤によって三方が閉じられた長方形の袋の内側には、売上票、受取人控、配達票などで構成される袋中伝票16が内包されている。

売上表は、袋の外側に形成される場合も有る。

前記それぞれの伝票は、袋の閉じていない一辺(図の右側開口辺)から伝票の一部が表出しており、伝票の表出部を外側に引っ張ると、マシン目状の切り込みが形成された切り離し部9で切り離すことができるようになっている。

袋の表面紙片は袋表伝票13になっていて、多くの伝票では、配送物への「貼付票」になっている。

また、袋の裏側は袋裏紙17になっていて、図示しないが、袋裏紙17の表出面には配送物に貼付するための粘着剤が塗布され、配送物に貼付される前は、粘着剤を保護するための剥離紙が貼り合わされている。

最上伝票11、ブラインド伝票12、袋表伝票13、図示しないが、袋中伝票14、袋中伝票15、袋中伝票16(以下、袋中伝票14、15を含め単に「袋中伝票16」という)、袋裏紙17は、強接着部3で剥離不能な接着剤により綴じ合わされている。

【0015】

最上伝票11、ブラインド伝票12、袋表伝票13、袋中伝票16には、バーコードなどによる伝票管理コード2が表示されている。配送物の追跡は、この伝票管理コード2によって行われる。ブラインド伝票12が取扱店の控などに利用されない場合は、ブラインド伝票12にはこの伝票管理コード2は表示されない。

10

20

30

40

50

また、最上部とブラインド伝票の切り離し部 9 は、伝票の紙の表面を破壊して引き剥がすことができるため、形成しない場合もある。

【0016】

ブラインド伝票を除く各伝票には、受取人情報記載欄 1 1 1（又は受取人情報表示欄）、送り主情報記載欄 1 1 2（又は送り主情報表示欄）が印刷によって設けられている。

図示しないが、受取人情報記載欄 1 1 1 の右側には、問い合わせ伝票番号や、配送品の情報などを記載する欄が設けられている。

これら、受取人情報記載欄 1 1 1，送り主情報記載欄 1 1 2，問い合わせ伝票番号，配送品の情報などはひっくるめて配送情報ともいう。

【0017】

図 2 を参照して、配送伝票の断面について説明する。

図 2 に示す断面は、配送伝票 1 が配送品 8 に貼付された状態の断面を示している。

配送伝票 1 は、最上伝票 1 1，ブラインド伝票 1 2，袋表伝票 1 3，袋中伝票（図示しないが、1 4，1 5 を含）1 6，袋裏紙 1 7 で構成され、袋裏紙 1 7 の表出面には配送物 8 に貼付するための粘着剤 6 が形成され、配送物 8 に貼付される前は、粘着剤 6 を保護するための剥離紙（図示せず）が貼付されている。

袋表伝票 1 3 から袋裏紙 1 7 までの袋構造部 7 には、袋中伝票 1 6 が内包されている。

【0018】

前記最上伝票 1 1，ブラインド伝票 1 2，袋表伝票 1 3，袋中伝票 1 6 には切り離し部 9 が、ミシン目状切り込みなどによって形成されている。

また、ブラインド伝票 1 2 の裏面には、プリントカーボンなどによる複写構造 1 1 5 が複写を必要とする部分に形成されている。袋表伝票 1 3，図示しないが、袋中伝票 1 4，1 5 にも、ブラインド伝票 1 2 同様、裏面にプリントカーボンなどによる複写構造が複写を必要とする部分に形成されている。

複写構造部は、複写情報が表示される伝票の上部の伝票の裏面に形成されたプリントカーボン、発色剤カプセル又はこれらの組み合わせによって構成され、複写構造部が発色剤カプセルで構成された場合は、対向する伝票上に顕色剤層が形成される。

また、ブラインド伝票 1 2 は、図の左端が接着剤 3 によって綴じ合わされ、右端部分が擬似接着剤 4 によって貼りあわされていて袋表伝票 1 3 に複写された配送情報を覗き見できない状態になっている。

【0019】

図でわかるように、最上伝票 1 1 に記載された配送情報は、ブラインド伝票 1 2 には複写されないが、ブラインド伝票 1 2 の下に組み込まれている袋表伝票 1 3，袋中伝票 1 6 にはそれぞれ複写構造によって複写される。

【0020】

図 4 を参照して、本発明の配送伝票を配送物に貼付した状態の一例について説明する。

図 4 は、本発明の配送伝票 1 の最上伝票（図示せず）の受取人情報記載欄，送り主情報記載欄に配送情報が記載され、最上伝票が送り主に控として渡され、配送伝票 1 から剥離紙（図示せず）が剥がされ、配送伝票 1 が配送物 8 に貼付された状態の一例について図示したものである。

図 4 で判るように、ブラインド伝票 1 2 の受取人情報表示欄 1 2 1，送り主情報表示欄 1 2 2 には配送情報が表示されず、配送伝票の最上部の伝票、ブラインド伝票 1 2 には伝票管理コード 2 だけが目視できる状態になっている。

配送物 8 が、回収されると、ブラインド伝票 1 2 は、擬似接着部 4 で剥がされて取り扱い店控として店側に渡され、袋表伝票 1 3 が露出された状態になる。

回収された配送物は、露出された配送情報によって受取人に届けられる。

【0021】

図 3、図 5 を参照して、従来の配送伝票と、従来の配送伝票を配送物に貼付した状態の一例について説明する。

配送伝票 1 0 は、三方が閉じられた長方形の袋の内側に複数の伝票が一端を綴じられた

10

20

30

40

50

状態で内包され、それぞれの伝票は袋の閉じていない一辺から伝票の一部を切り離し可能に表出し、袋表伝票 1 2 0 の上には袋と略同一形状の最上传票 1 1 0 が接着剤 3 0 で一端を綴じられた状態で貼付されている。

袋表伝票 1 2 0 及び袋中伝票 1 5 0 の表面には、最上传票に記載された配送情報が複写されて表示される。

【 0 0 2 2 】

図示しないが接着剤によって三方が閉じられた長方形の袋の内側には、売上票，受取人控，配達票などで構成される袋中伝票 1 5 0 が内包されている。売上表は、袋の外側に形成される場合もある。

前記それぞれの伝票は、袋の閉じられていない一辺（図の右側開口辺）から伝票の一部が表出しており、伝票の表出部を外側に引っ張ると、ミシン目状の切り込みが形成された切り離し部で切り離すことができるようになっている。

袋表伝票 1 3 は多くの伝票では、配送物への「貼付票」になっている。

また、袋の裏側は袋裏紙 1 6 0 になっていて、図示しないが、袋裏紙 1 6 0 の表出面には配送物に貼付するための粘着剤が形成され、配送物に貼付される前は、粘着剤を保護するための剥離紙が貼り合わされている。

最上传票 1 1 0 ，袋表伝票 1 2 0 ，袋中伝票 1 5 0 ，袋裏紙 1 6 0 は、強接着部 3 0 で、剥離不能な接着剤により綴じ合わされている。

【 0 0 2 3 】

最上传票 1 1 0 ，袋表伝票 1 2 0 ，袋中伝票 1 5 0 には、バーコードなどによる伝票管理コード 2 0 が表示されている。

最上传票 1 1 0 には、受取人情報記載欄 1 1 1 0 ，送り主情報記載欄 1 1 2 0 が印刷によって設けられている。

図示しないが、受取人情報記載欄 1 1 1 0 の右側には、問い合わせ伝票番号や、配送品の情報などを記載する欄が設けられている。

【 0 0 2 4 】

配送伝票 1 0 の最上传票 1 1 0 の受取人情報記載欄 1 1 1 0 ，送り主情報記載欄 1 1 2 0 に配送情報が記載され、最上传票 1 1 0 が送り主に控として渡され、配送伝票 1 0 から剥離紙（図示せず）が剥がされ、配送物に貼付される。

図 5 は、従来の配送伝票 1 0 が配送物 8 0 に貼付された状態の一例を示している。

図 5 で判るように、受取人情報表示欄 1 2 1 0 ，送り主情報表示欄 1 2 2 0 には配送情報が表示され、配送情報を容易に読み取ることができる状態になっている。

【 0 0 2 5 】

（材料）

図 2 を参照して本発明の配送伝票に使用される材料の一例について説明する。

下記の材料に拘るものではなく、製造設備に合わせて自由に選択することができる。

最上传票 1 1 には複写用紙を使用する。

ブライント伝票 1 2 ，袋表伝票 1 3 ，袋中伝票 1 6 にはプリントカーボンなどが印刷される複写用紙、または、ノーカーボン紙を使用する。

袋表伝票 1 3 には、耐水紙又は合成紙を使用する場合もある。

袋表伝票 1 3 に耐水紙や、合成紙を使用する場合は、裏側にプリントカーボンによる複写構造部を形成する。

袋裏紙 1 7 には、ロール紙として市販されている粘着紙を使用する。市販されている粘着紙を選択する際にリワインドに耐える薄い剥離紙を使用した粘着紙を選択する。

印刷インキおよび、プリントカーボンインキは市販の材料を使用する。

【 0 0 2 6 】

強接着部 3 に使用する接着剤には、市販されている澱粉系，酢酸ビニル系，E V A 系，ポリウレタン系，ポリビニルアルコール系，アクリル系その他から選択して使用する。

剥離可能再貼付不能な接着剤（擬似接着剤）は、熱可塑性樹脂による接着剤層と剥離層からなる構造、親展はがきで使用されるゴム系接着主剤中に微粒子を添加した擬似接着剤

10

20

30

40

50

が片面ないし両面に設けられた構造などの各種公知の擬似接着構造を利用する。

剥離剤を使用する場合は、紫外線硬化型オフセットインキにシリコンオイルを添加したものや、シリコンアクリレートを添加したものを使用する。オフセットインキ以外に、通常の白金触媒を利用する熱硬化型剥離インキを使用することもできる。

【産業上の利用可能性】

【0027】

本発明の配送伝票は、コンビニエンスストアなどで取り扱われる配送物の配送伝票として利用できる。

【図面の簡単な説明】

【0028】

10

【図1】本発明の配送伝票について説明するための図である。

【図2】配送伝票の断面について説明するための図である。

【図3】従来の配送伝票の一例について説明するための図である。

【図4】本発明の配送伝票を配送物に貼付した状態の一例について説明するための図である。

【図5】従来の配送伝票を配送物に貼付した状態の一例について説明するための図である。

【符号の説明】

【0029】

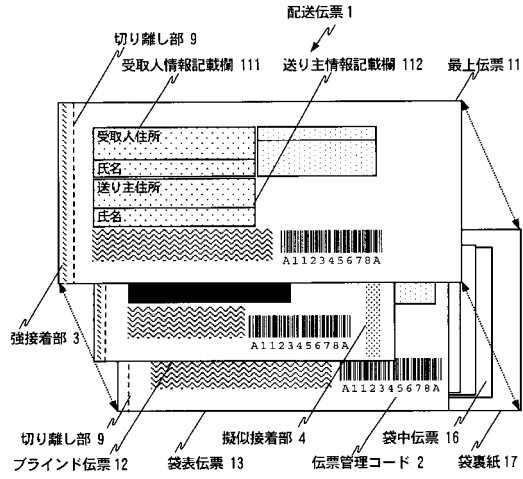
- 1, 10 配送伝票
- 2, 20 伝票管理コード
- 3, 30 強接着部
- 4 剥離可能再貼付不能接着剤, 擬似接着剤
- 6 粘着剤
- 7 袋構造部
- 8, 80 配送物
- 9 切り離し部
- 11, 110 最上伝票
- 12 ブラインド伝票
- 13, 120 袋表伝票, 貼付票
- 16, 150 袋中伝票
- 17, 160 袋裏紙
- 111, 1110 最上部受取人情報記載欄
- 112, 1120 最上部送り主情報記載欄
- 115 複写構造
- 121 ブラインド伝票の受取人情報表示欄
- 122 ブラインド伝票の送り主情報表示欄
- 1210 従来の配送伝票の受取人情報表示欄
- 1220 従来の配送伝票の送り主情報表示欄

20

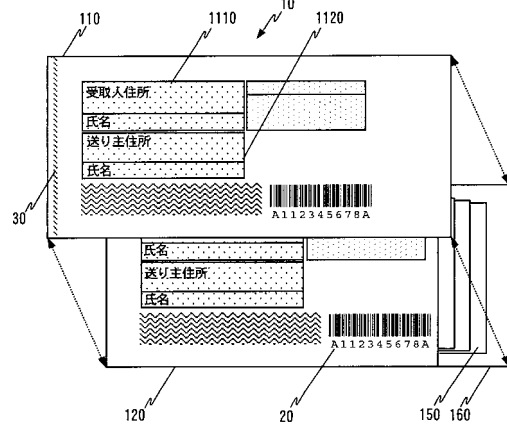
30

40

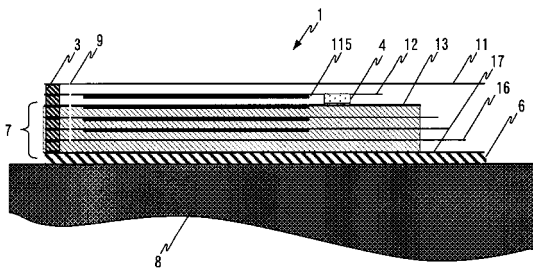
【 図 1 】



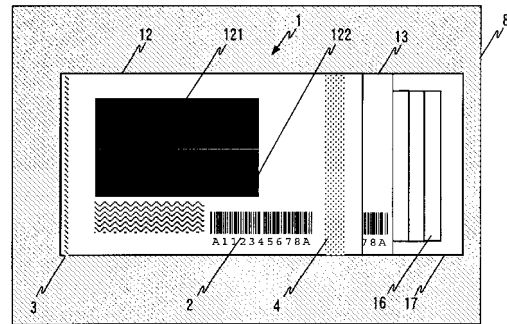
【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】



【 図 5 】

